

九州大学東京オフィス等規程

平成16年度九大規程第20号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成23年4月1日

(設置)

第1条 九州大学(以下「本学」という。)に、九州大学東京オフィス及び九州大学大阪オフィス(以下「東京オフィス等」という。)を置く。

(目的)

第2条 東京オフィス等は、本学が行う情報の収集・発信、企業等との連携、同窓生との交流等を通じ、本学の教育研究の進展及び産学官連携の推進等に資することを目的とする。

(位置)

第3条 東京オフィス等の位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 九州大学東京オフィス 東京都千代田区有楽町1丁目10番1号有楽町ビル6階605-606区
- (2) 九州大学大阪オフィス 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-600号大阪駅前第1ビル6階1-117号

(使用者の範囲)

第4条 東京オフィス等を使用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の役員、職員、学生及び同窓生
- (2) その他総長が特に必要と認めた者

(所長)

第5条 東京オフィス等に所長を置き、総長が指名する者をもって充てる。

2 所長は、東京オフィス等の業務を掌理する。

(副所長)

第6条 東京オフィス等に副所長を置き、所長が指名する者をもって充てる。

2 副所長は、所長を助け、東京オフィス等の業務を整理する。

(所員)

第7条 東京オフィス等に所員を置くものとし、本学の職員等のうちから、所長が指名する。

2 所員は、所長の命を受け、東京オフィス等の業務を処理する。

(事務)

第8条 東京オフィス等の管理に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年度九大規程第5号)

この規程は、平成17年6月9日から施行する。

附 則(平成18年度九大規程第1号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大規程第2号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大規程第189号)

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。